

## 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

### I 背景

令和4年5月23日（月）から6月2日（木）にかけて開催された第44回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物一覧表の改正の採択が行われた。

これらの採択事項を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

### II 概要

#### 1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則第1条及び別記関係）

第24南極特別保護地区の区域の図面を更新する。

#### 2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第12条及び別表第6関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更する。

##### (1) 第13南極特別保護地区

- ・当該地区に家きん等の持込みの禁止を追加
- ・当該地区における廃棄物の処分の禁止について、し尿の海域への排出を除く規定を削除

##### (2) 第22南極特別保護地区

- ・当該地区に動植物等の持込みの禁止を追加
- ・当該地区に除草剤又は殺虫剤の持込みの禁止を追加

##### (3) 第24南極特別保護地区

- ・当該地区内の海域において、毎年4月1日から翌年の1月1日までの期間は、船舶又はボートの航行の禁止を追加
- ・当該地区における航空機の低空飛行の禁止について、科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除く規定を削除し、原則禁止に修正
- ・当該地区内に家きん等の持込みの禁止を追加

##### (4) 第27南極特別保護地区

- ・当該地区における活動の制限に係る規定について、教育活動を追加
- ・当該地区内における毎年4月15日から8月31日までの期間の航空機の飛行について、航空機の種別に低空飛行を禁止する規定を、当該期間中の当該地区の直上空域の飛行の禁止に修正
- ・当該期間以外の期間は、航空機の種別に低空飛行を禁止する規定を追加

##### (5) 第39南極特別保護地区

- ・当該地区に未調理の家きん等の持込みの禁止を追加

##### (6) 第40南極特別保護地区

- ・当該地区における除草剤又は殺虫剤の持込みの禁止について、原則禁止に修正

##### (7) 第49南極特別保護地区

- ・当該地区における工作物の設置又は除去のための作業を原則禁止する期間を、毎年 11 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに修正

**(8) 第 64 南極特別保護地区**

- ・当該地区内への立入り人数について、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は 1 回につき 10 人以上の立入りの禁止を、16 人以上の立入りの禁止に修正、当該期間以外の期間は 1 回につき 15 人以上の立入りの禁止を、11 人以上の立入りの禁止に修正
- ・当該地区内の航空機の着陸について、回転翼航空機の着陸指定地点を削除し、原則禁止に修正
- ・当該地区内の航空機の飛行禁止範囲について、航空機の種別に範囲を修正
- ・当該地区における廃棄物の処分の禁止について、し尿の海域への排出を除く規定を削除

以 上